

八王子市景観アドバイザー設置要綱

平成 24 年 3 月 1 日施行

改正 平成 25 年 8 月 26 日

平成 30 年 5 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八王子市景観条例施行規則（以下「規則」という。）第 40 条の規定に基づき、八王子市景観条例（平成 23 年八王子市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 34 条及び規則第 39 条に規定する景観アドバイザーの設置について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(職務)

第 3 条 景観アドバイザーは、次に掲げる事項に関する市長からの相談に応じ、意見を述べ又は助言するものとする。

ア 条例第 15 条に規定する事前協議があった行為に関する事項

イ 条例第 11 条並びに第 12 条に規定する届出があった行為に関する事項

ウ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第 5 項に規定する通知があった行為に関する事項

エ 八王子市屋外広告物条例（平成 26 年八王子市条例第 80 号）第 7 条に規定する屋外広告物の許可申請等の行為における良好な景観の形成に関する事項

オ その他、良好な景観の形成に関する事項

(選任)

第 4 条 景観アドバイザーは、景観、建築、都市計画、環境色彩、土木、ランドスケープデザイン、照明、緑化及び屋外広告物等に関して専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が選任する。

(守秘義務)

第 5 条 景観アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第 6 条 景観アドバイザーからの申し出があった場合若しくは市長が必要と認めた場合には、景観アドバイザーを解任することができる。

(相談)

第7条 市長は、次に掲げる方法により、第3条に定める相談を行うことができる。

- (1) 複数の景観アドバイザーを招集して景観アドバイザー会議を開催する。
- (2) 特定の景観アドバイザーに個別相談を申し入れる。

(審議会との関係)

第8条 市長は、条例第31条に規定する八王子市景観審議会（以下「審議会」という。）との連携を図るため、審議会委員から景観アドバイザー担当を選任する。

- 2 前項の審議会委員は、第3条の景観アドバイザーの職務全般を補佐する役割を担うものとする。
- 3 景観アドバイザーが意見を述べ又は助言をするときは、審議会の意見を尊重するものとする。
- 4 市長が必要と認めるとき又は審議会から要請があったときは、景観アドバイザーは審議会に出席し、その職務についての報告を行うものとする。

(謝礼)

第9条 景観アドバイザーに対して支払う謝礼の額については、第7条第1号に定める景観アドバイザー会議若しくは第7条第2号に定める個別相談の実績時間に応じて、30分あたり4,500円とする。ただし、30分に満たない時間は、30分として扱うものとする。

- 2 謝礼の額が前項により難いと認められる場合は、相談の内容の難易、経費等を考慮して、別途決裁によりその額を定めるものとする。
- 3 謝礼は、景観アドバイザー会議若しくは個別相談の記録を作成した後、支払うものとする。

(庶務)

第10条 景観アドバイザーに関する庶務は、まちなみ整備部まちなみ景観課において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月16日から施行する。